

群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び
群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気

入札説明書

令和7年12月

群馬県地域創生部文化振興課

群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年12月19日（金）

2 入札執行者 群馬県知事 山本 一太

3 契約担当課 **〒371-8570**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県地域創生部文化振興課文化施設係（県庁舎18階）

電話 027-226-2595

FAX 027-243-7785

4 入札に付する事項

(1) 件 名 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気

(2) 仕 様 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館 電気需給仕様書のとおり

5 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。

(3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により、令和7年12月26日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和8年1月16日（金）までに資格者名簿に登載されたことが確認できたものであること。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している^{*1}ことを前提とし、以下のア～エの項目により評価し、評価基準^{*2}を満たす電気事業者であること。
 - ア 二酸化炭素排出係数
 - イ 未利用エネルギーの活用状況^{*3}
 - ウ 再生可能エネルギー導入状況^{*4}
 - エ 省エネルギー・節電に関する情報提供の取組^{*5}状況

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記5の資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料等（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加できない。

なお、提出された申請書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- ア 提出期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）までの群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く毎日。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- イ 提出場所 前記3に同じ。
- ウ 提出方法 郵送又は持参とする。
郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。
また、封筒に「群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (2) 提出書類は、次のとおりとする。

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）
- ウ 上記5（3）を確認する書類
- エ 上記5（6）を確認する書類
- オ 上記5（7）を確認する書類
- カ 評価項目報告書（様式第2号その2）及び根拠資料
- キ 担当者届（様式第3号）

- (3) 申請書類に基づく審査結果は、令和8年1月23日（金）までに電子メールにより通知する。（期日までに通知がない場合は、契約担当課に確認の電話をすること。）

- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

- (5) その他

- ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 群馬県は、提出された申請書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用

しない。

ウ 申請書類は返却しない。

エ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格確認説明申請書（様式第7号）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年1月23日（金）から令和8年1月28日（水）

までの休日条例第1条に規定する休日を除く毎日。

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。

また、封筒に「群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気 入札参加資格確認説明申請書在中」と朱書きすること。

(2) 説明を求められたときは、令和8年2月5日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書等に関する質問は、簡易な内容を除き、文書により提出するものとする。

ア 提出期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）までの

休日条例第1条に規定する休日を除く毎日。

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。

また、封筒に「群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気 質問書在中」と朱書きすること。

(2) 質問に対する回答は、令和8年1月23日（金）までに上記3の場所に掲示すると共に、入札に参加を希望し入札参加資格を有する者に対し書面で電子メールにより回答する。

10 入札書の記載

(1) 入札金額は、年間予定使用電力量に対する総価を見積もること。

(2) 入札書には、1月ごとの1キロワット当たりの基本料金単価及び1キロワットアワー当たりの使用電力量料金単価とそれぞれの予定使用電力量に係わる月額料金を記載すること。

また、季節や時間帯等その他条件により単価や増減率が異なる場合は、その内容が確認できる計算書を別紙で添付すること。

力率は100%として計算すること。

本案件の入札価格の算定に当たっては、燃料費等調整制度（燃料価格調整及び市場価格調整）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については入札価格に含めないものとする。

本案件の燃料費調整及び市場価格調整については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、単価及び係数等については、みなし小売り電気事業者が定めるベーシックプランと同等の条件によるものとする。

- (3) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された総価にその100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する単価に1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、増減率に小数点以下第5位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

1.1 入札及び開札

(1) 開札日時及び場所

ア 日時 令和8年1月29日（木）午前10時

イ 場所 昭和庁舎2階 22会議室

入札方法は、入札書の直接持参又は郵送によるものとし、入札書のほかには計算書（計算式を記載したもの）のみ添付できる。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年1月28日（水）午後4時までに上記3の場所に群馬県地域創生部文化振興課長あて親展で必着のこと。

郵送にあたっては二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて巣封の上、当該中封筒には氏名など及び「令和8年1月29日開札 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気 入札書在中」と記載すること。なお、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、別封で何回目かを明記すること。また、外封筒には「群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。

- (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、委任状（様式第4号）を提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の変更や取り消しをすることができない。
- (4) 入札担当者が、競争入札が公正に執行することができない状態であると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において

て、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(6) 入札執行回数は2回とする（1回目の入札で落札者がいる場合は2回目を実施する。）。

1.2 最低制限価格

設定しない。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 契約保証金

免除する。

1.5 入札の無効

次の（1）から（7）までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

1.6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1.7 支払条件

- (1) 落札者は、毎月1日または群馬県との協議により定めた計量日の0時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう）を各施設管理者に通知するものとする。
- (2) 各施設管理者の検査合格後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを県に請求するものとし、各施設管理者に郵送するものとする。
- (3) 各施設管理者は、上記（2）の請求があったときは、請求書を受理した日から起算

して30日以内に支払わなければならないものとする。

1.8 契約

- (1) 契約は、内訳書（計算書）（様式第6－1号）に記載されている基本料金の単価及び電力量料金の単価で行うものとする。
- (2) 支払いについては各施設管理者で行うものとする。

1.9 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2.0 苦情の申立て

本契約における競争入札参加資格の確認その他手続きに不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局：群馬県会計局会計管理課総務・決算係
電話 027-226-3811

2.1 関係規則等を示す場所

契約書（案）及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

- (1) 閲覧期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）までの休日条例第1条に規定する休日を除く毎日。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 閲覧場所 上記3に同じ。

2.2 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和8年1月28日（水）午後5時までに入札辞退届（様式第5号）を上記3の場所に提出すること。
- (5) この調達手続きのいずれかの段階であっても、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、群馬県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。
- (6) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによる。
- (8) その他不明な点については、以下に問い合わせること。

群馬県地域創生部文化振興課文化施設係

電話 027-226-2595

担当 田島

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 別表1に示す配点により算定した点数が70点以上であること。

※3 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

$$\text{未利用エネルギーの活用状況[%]} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh]}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)[kWh]}} \times 100$$

なお、未利用エネルギーとは発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

また、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギー導入状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量[kWh]を令和5年度の供給電力量（需要端）[kWh]で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和5年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端[kWh]）

②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）量[kWh]

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量[kWh]

- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量[kWh]
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量[kWh]

$$\text{未利用エネルギーの活用状況[%]} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh]}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)[kWh]}} \times 100$$

- ※5 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること、需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること、発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 等
- ※6 経済産業省及び環境省の公表している「電気事業者別の二酸化炭素排出係数（令和5年度実績）」（R7.3.18 環境省・経済産業省公表、R7.7.18、R7.7.28、R7.8.1一部追加・更新）の調整後排出係数等を踏まえ、別表2のとおり定めるものとする。

別表1

	項目	区分	配点
ア	令和5年度の1kWh当たりの全電源の二酸化炭素排出係数[kg-CO ₂ /kWh]※7	0.000以上 0.350未満	70
		0.350以上 0.375未満	65
		0.375以上 0.400未満	60
		0.400以上 0.425未満	55
		0.425以上 0.450未満	50
		0.450以上 0.475未満	45
		0.475以上 0.500未満	40
		0.500以上 0.525未満	35
		0.525以上 0.550未満	30
		0.550以上 0.575未満	25
		0.575以上 0.600未満	20
		0.600以上	0
イ	令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
ウ	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	8.0%以上	20
		5.0%以上 8.0%未満	15
		2.50%以上 5.00%未満	10
		0%超 2.50%未満	5
		活用していない	0
エ	・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取組あり	5
		取組なし	0

※7 「全電源の二酸化炭素排出係数の実績値」とは、経済産業省及び環境省の公表している

「電気事業者別の二酸化炭素排出係数（令和5年度実績）」（R7.3.18 環境省・経済産業省公表、R7.7.18、R7.7.28、R7.8.1 一部追加・更新）の調整後排出係数の数値とする。新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

別表2

項目	基準値
令和5年度の1kWh当たりの全電源の二酸化炭素排出係数[kg-CO ₂ /kWh]	0.431

※「全電源の二酸化炭素排出係数の実績値」とは、経済産業省及び環境省の公表している「電気事業者別の二酸化炭素排出係数（令和5年度実績）」（R7.3.18 環境省・経済産業省公表、R7.7.18、R7.7.28、R7.8.1 一部追加・更新）の調整後排出係数の数値とする。新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。